

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の
一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の概要

「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）」の施行に伴い、子の看護休暇等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護を行う職員から請求があった場合に正規の勤務時間外の勤務を免除するものである。

2 改正の内容

(1) 休暇等の制度の対象となる子の範囲の見直し

（子の看護休暇、忌引休暇、時間外勤務の免除・制限、深夜勤務の免除）

制度の対象となる子の範囲に、次の①～③を加える。

- ① 特別養子縁組の監護期間中の子
- ② 養子縁組里親に委託されている子
- ③ 実親等の反対により養子縁組里親として委託できないため、養育里親として委託されている子

(2) 介護のための時間外勤務免除措置

介護を行っている職員が請求した場合、正規の勤務時間外の勤務をさせないものとする。

3 施行日

公布の日

議案第24号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成29年4月17日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(子の看護の際の休暇)</p> <p>第9条の2 子（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「勤務時間条例」という。） 第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）（別に定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話をを行う必要があると所属長が認定したときは、1年を通じて5日（当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>（忌引及び父母の祭日休暇）</p> <p>第10条 職員は、次に掲げる場合は所属長の承認を得て、有給休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 忌引</p>	<p>(子の看護の際の休暇)</p> <p>第9条の2 子</p> <p>（別に定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話をを行う必要があると所属長が認定したときは、1年を通じて5日（当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>（忌引及び父母の祭日休暇）</p> <p>第10条 職員は、次に掲げる場合は所属長の承認を得て、有給休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 忌引</p>

省略

備考 死亡者が配偶者又は前条の規定により子に含まれるものとされる者である場合は、これらの者を血族とみなしてこの表を適用する。

(2) 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 省略

2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（勤務時間条第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせなければならない。

3 省略

4 前3項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの（以下「要介護者」という。）のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子の

省略

(2) 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 省略

2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親

であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせなければならない。

3 省略

4 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において

、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子の

ある職員（職員の配偶者で当該子の親（勤務時間条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるときとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）とあるのは「要介護者

のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案説明

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、子の看護の際の休暇等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護を行う職員から請求があった場合の正規の勤務時間外の勤務を制限するため、この規則の一部を改正しようとするものである。

ある職員（職員の配偶者で当該子の親

であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるときとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの（以下「要介護者」という。）のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとす。